

新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 2 月15日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第11号

新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第74号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(記録の整備)

第3条 条例第7条第2項の規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第6条に規定するサービスの提供の記録
- (2) 条例第18条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (3) 条例第19条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第4条 条例第9条第2項の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備及び備品等を備えること。
- (2) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第5条 地域活動支援センターに置くべき職員の員数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設長 1
- (2) 指導員 2以上

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。